

事務連絡

令和2年4月21日

介護保険サービス事業所 管理者 各位

四日市市健康福祉部介護保険課長

四日市市健康福祉部高齢福祉課長

四日市市健康福祉部健康福祉課

福祉監査室長

#### 緊急事態宣言を踏まえた介護保険サービス事業所の対応について

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受け、全国に緊急事態宣言が発出されました。

これに伴い、三重県より、『新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」～5つのお願い～』（※）が示されました。

この中で、介護保険サービス事業所は、「社会の安定の維持」、「支援が必要な方々の保護の継続」といった区分に位置づけられ、適切な感染防止対策を講じた上で、業務の継続依頼がなされています。

本市における介護保険サービス事業等につきましても、緊急事態宣言の期間中も事業の継続を要請します。

なお、下記の事項にご留意のうえ、適切な対応をお願いいたします

#### 記

##### 1. サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所等を中心に、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保してください。

##### 2. 提供拒否の禁止

(1) 感染者や濃厚接触者以外の利用者からの利用申込を断ることは、運営基準に定めるサービス提供拒否の禁止に抵触する可能性があります。規定や介護保険最新情報などを確認の上、適切に対応してください。

(2) 利用者及び職員への感染リスクを下げるため、家族等での対応が可能な場合など、利用者に対し利用の自粛を要請することは可能ですが、個別具体的な対応が大前提であり、一律の自粛要請はサービス提供拒否の禁止に抵触する可能性があることにご留意ください。

また、利用者への説明及び同意が得られ、サービス提供を縮小する場合においては、介護支援専門員等と情報共有を行ってください。

##### 3. 感染防止対策の徹底

事業の継続にあたっては、厚生労働省からの令和2年4月7日付け事務連絡「社会福祉施設

等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（介護保険最新情報 vol.808）を参考にしてください。

#### 4. 新型コロナウイルス感染症発生に対する備え

介護保険サービス事業所、居宅介護支援事業所連携のもと、サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、今後感染がさらに拡大することも視野に、代替サービスを検討するなど、状況に応じた想定・準備をお願いします。

#### 5. 個人情報の取扱い

感染者や濃厚接触者等に係る情報については、運営基準における秘密保持等の規定を確認の上、適切に取り扱ってください。

#### 6. 事業所の事業継続のための対策

##### （1）独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対する融資の支援があります。

##### （2）雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合には、雇用調整助成金による支援があります。

##### （3）セーフティネット関連融資利用者に対する支援

新型コロナウイルスによる売上高減少等の事由により、セーフティネット保証4および5号、危機関連保証に関する融資を利用した市内中小企業者が負担した保証料の一部を補助する支援があります。詳細は、四日市市商工課までご相談ください。

（※）内容の詳細につきましては、以下の三重県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066.htm>

#### 【事務担当】

介護保険課 管理・保険料係 中村、山岸

TEL 059-354-8425 / FAX 059-354-8280

高齢福祉課 瀬古

TEL 059-354-8455 / FAX 059-354-8280

健康福祉課福祉監査室 柳川、加藤、久志本

TEL 059-354-8101 / FAX 059-359-0288